

週休2日制適用工事試行要領

1 目的

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、君津市では将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、週休2日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 適用工事 次に掲げる工事の総称をいう。なお、適用工事には労務費、現場管理費等に補正係数が乗じられる。(別紙1)

ア 現場閉所による週休2日工事

4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる工事

分離発注工事の場合では、各発注工事単位で現場事務所での作業含めて1日を通して現場作業が無い状態の工事

イ 週休2日交替制工事

4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる工事

(2) 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。）から現場完成日（現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。）までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。週休2日交替制における下請業者については施工体制上の工期日数を基本とする。

(3) 対象期間外 次に掲げる期間をいう。

ア 年末年始6日間、夏季休暇3日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

(4) 週休2日

4週8休以上の現場閉所率又は4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。

(5) 4週6休

現場閉所率又は平均休日率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満のことをいう。

(6) 4週7休

現場閉所率又は平均休日率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満のことをいう。

(7) 4週8休

現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上のことをいう。

(8) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(9) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷（対象期間の日数－対象期間外の日数）

(10) 休日

対象者（当該工事に係る元請業者及び施工体制台帳記載の下請業者（建設工事の請負契約分に限る。）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいい、従事期間が1週間未満の場合は除く。以下同じ。）が該当工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(11) 休日率

休日率＝対象期間内の休日日数÷（対象期間の日数－対象期間外の日数）

(12) 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

3 対象工事

適用工事は、君津市が発注する工事において入札公告、指名通知書、特記仕様書等に、対象工事である旨等を記載されているもの。

4 発注方式

現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。

また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

5 工事費の積算

週休2日の各区分（4週6休、4週7休、4週8休以上）に応じた補正係数（別紙1）を各経費等に乗じる。

発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

6 実施方法

(1) 条件明示等

発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙2のとおり記載すること。

また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

(2) 受注者による意思表示

受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督員と週休2日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。

(3) 工事看板による表示

受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙3）

(4) 実施報告

受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙4）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙5）又は、休日確保状況チェックリスト（別紙6）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

対象期間終了後は、速やかに最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期限を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

(5) 工期変更時の対応

工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①から⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ① 工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他等別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間

について監督職員に協議する。

7 工事成績

週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

8 その他

監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については受発注者間又は管財課と協議すること。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

○各補正係数

・現場閉所による週休2日工事の補正

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

・週休2日交代制工事の補正

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費※	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

○市場単価方式の補正係数について（現場閉所による週休2日工事にのみ適用）

No	名 称	区分	補正係数		
			4週6休	4週7休	4週8休以上
1	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
2	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
3	インターロッキングブロック工	設置	1	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
4	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
5	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
6	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
		撤去	1.01	1.03	1.05
7	防護柵設置工（落石防護柵）		1	1.01	1.02
8	防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
9	道路標識設置工	設置	1	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
10	道路附属物設置工	設置	1	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
11	法面工		1	1.01	1.02
12	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
13	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
14	道路植栽工	設置	1.01	1.03	1.05
		撤去	1.01	1.03	1.05
15	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1	1.01	1.02
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
18	橋面防水工		1	1.01	1.02
19	薄層カラー舗装工		1	1	1.01
20	グルーピング工		1	1.01	1.01
21	軟弱地盤処理工		1	1.01	1.02

○特記仕様書記載例

(週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

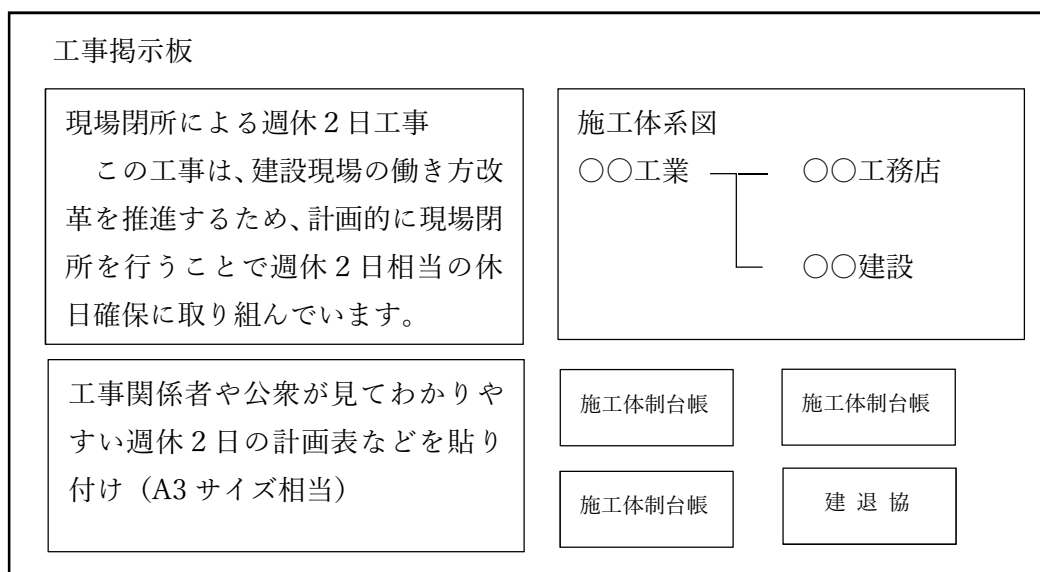
(週休2日制適用工事【週休2日交替制工事】)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

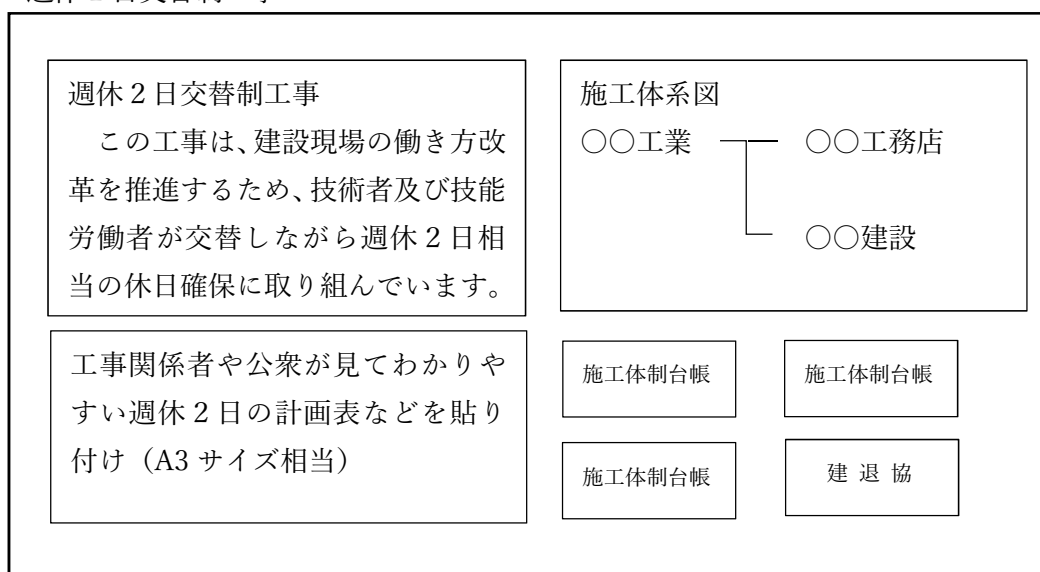
- 2 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- 3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

○公衆が見やすい場所への明示例

・現場閉所による週休 2 日工事



・週休 2 日交替制工事



工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	～		
日付	(月分) (受注者名)		
月 別	予定工程 % ()は工程変更	実施工程 %	備 考
(記事欄)			
(現場閉所型による週休2日工事)			
今月 現場閉所日 ○日／対象期間 ○日			
累計 現場閉所日 ○日／対象期間 ○日 (○○%)			
(週休2日交替制適用工事)			
平均休日率 ○○%			

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

週休2日制適用工事 現場閉所チェックリスト

別紙5

事務所名 ○○事務所

工事名 ○○工事

受注者名 ○○工務店

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
月 1日				
月 2日				
月 3日				
月 4日				
月 5日				
月 6日				
月 7日				
月 8日				
月 9日				
月10日				
月11日				
月12日				
月13日				
月14日				
月15日				
月16日				
月17日				
月18日				
月19日				
月20日				
月21日				
月22日				
月23日				
月24日				
月25日				
月26日				
月27日				
月28日				
月29日				
月30日				
月31日				

現場閉所日	0	0	
対象期間	30	30	
今月の閉所率	0.0%	0.0%	※設計変更は月ごとではなく全体の閉所率で判断

